

1. 農研機構の果樹・イチゴ品種の国内における 許諾管理方針の策定について

【策定の背景】

- ・ 令和7年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、優良品種の海外流出・無断栽培の抑止や国内管理の徹底が位置づけられた。
- ・ 令和7年7月に農林水産省において「優良品種の保護・活用に関する指針」（以下、本指針という。）がとりまとめられ、「優良品種の保護・活用のあるべき姿」が提示。あわせて、公的機関等の育成者権者は、適正な品種管理の強化として、本指針を参考に優良品種の管理・活用方針を策定することとされた。

【優良品種の保護・活用に関する指針（令和7年7月1日）抜粋】

3. 優良品種の保護・活用の指針

（1）品種の管理・活用の基本方針の樹立

①品種の管理・活用の基本方針

品種育成者は、当該品種の栽培性、将来における国内外での市場性等を評価する枠組みを整備し、その評価結果に応じ、費用対効果も踏まえ、当該品種毎に知的財産権の取得や品種の管理・活用方針を検討し、決定する。

2. 許諾管理方針の概要 (1)

【目的・位置付け】

令和7年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、優良品種の海外流出・無断栽培の抑止や国内管理の徹底が位置づけられたほか、同年7月に農林水産省において「**優良品種の保護・活用に関する指針**」（以下、本指針という。）がとりまとめられ、**公的機関等の育成者権者**に対し、適正な品種管理の強化として、**本指針を参考に、優良品種の管理・活用方針を策定**することが求められている。

農研機構の育成品種の種苗のうち、**栄養繁殖性でブランド価値が高く、流出・侵害リスクの高い果樹及びイチゴ**について、国内における許諾管理方針を以下のとおり策定する。その他の品目については、今後の海外流出や輸出の状況等を踏まえ、必要に応じて検討する。

【対 象】

農研機構が**単独育成した果樹及びイチゴの登録品種**の国内の種苗業者に対する利用許諾

【基本的考え方】

- 種苗を不特定多数に流通させることは海外への流出リスクを増大させるため、**新品種**（令和8年度以降に新たに原種苗の提供が可能となるものをいう。）**については、自ら収穫物の生産を行う者に限定した**種苗管理を行うよう、種苗販売に当たっての要件等を新たに設ける。
- **既存品種**（令和8年3月末時点で原種苗が提供できる状態にあったものをいう。）については、果樹の種苗に証紙を添付するなど**従来通りの許諾管理**を原則。**フリーマーケットサイトでの販売禁止等**、流出・侵害防止上重要であって、かつ流通実態に照らして**無理なく実施できる要件を新たに設ける**。
- **新品種については、各品種の栽培性・将来性に応じたレベル分け**を行い、各レベルの流出・侵害リスクと費用対効果を踏まえた**利用許諾条件を設定**。品種の普及状況を踏まえ、**5年程度を目途に条件の見直し**を検討。

2. 許諾管理方針の概要 (2)

【国内における利用許諾の方針】

(1) 許諾管理の実施体制

農研機構又はマスターライセンシー（サブライセンス付きの独占的な利用許諾を受けるライセンシー。）は 対象となる品種ごとの管理レベルに応じて (3) の 利用許諾条件を遵守できる種苗業者と利用許諾契約を締結。

(2) 品種の流出・侵害リスクに応じた管理レベルの分類

以下の考え方により、A～Cの3段階のレベルに分類する。5年程度を目途に、当該品種の普及状況等を踏まえ、見直しを検討。

① レベルA

- ・ りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき、日本なし、イチゴの新品種。
- ・ 特性検定試験等の評価から、栽培性又は将来の国内外市場性が特に高いと見込まれる新品種。

② レベルB

- ・ 果樹・イチゴの新品種のうち、レベルAに該当しないもの。

③ レベルC

- ・ 果樹・イチゴの既存品種。

(3) 各レベルの利用許諾条件

* 詳細は次ページ

(4) 違反があった場合の対応

契約違反又は法令違反があった場合には、契約を解除するとともに、原則として翌年以降の利用許諾を行わない。

3. 管理レベルと利用許諾条件

区 分	マスターライセンシー の要件（※）	種苗業者への利用許諾条件
レベルA： 厳格な管理が必要となるりんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき、日本なし、イチゴの新品種	<u>国に認定された育成者権管理機関</u> であり、かつ、種苗業者に対する利用許諾条件の遵守確認を実施する管理体制を有していること	「種苗管理プログラム」の受講（果樹） - 関係法令や契約事項の遵守に向けた従業員の指導・管理 - 利用・管理状況に係る定期報告、不定期監査の受け入れ、侵害発生時の協力 - 証紙の種苗への貼付（果樹） - 種苗販売先を収穫物を生産する者に限定 - 種苗購入者の氏名・住所、植栽圃場所在地（果樹のみ）等の情報管理 - 種苗購入者から、不特定多数の者が出入り可能な園地で利用しないこと及び剪定枝の適切な処理を行うことや、第三者へ転売しない旨の同意書の取付け
レベルB： 果樹・イチゴの新品種のうち、レベルAに該当しないもの	種苗業者に対する利用許諾条件の遵守確認を実施する管理体制を有していること	- 利用・管理状況に係る定期報告、不定期監査の受け入れ、侵害発生時の協力 - 証紙の種苗への貼付（果樹） - 種苗販売先を収穫物を生産する者に限定 - 種苗購入者から、剪定枝の適切な処理を行うことや第三者へ転売しない旨の同意書の取付け
レベルC： 果樹・イチゴの既存品種	種苗業者に対する利用許諾条件の遵守確認を実施する管理体制を有していること	- 利用・管理状況に係る定期報告、不定期監査の受け入れ、侵害発生時の協力 - 証紙の種苗への貼付（果樹） - フリマサイト等の販売元が特定できない業態での販売禁止 - 証紙等に種苗購入者の第三者への転売が禁止されていることを明示

※マスターライセンシーを設定しない場合には、農研機構が種苗業者と直接、利用許諾契約を締結する。